

シャープ健康保険組合

別居誓約書（送金証明書）（74）

シャープ健康保険組合
理事長 殿

私は、別居認定対象者について、下記のとおり主たる生活費を負担していることを申告いたします。
仕送り方法については、銀行等金融機関からの振込みとし、証明書（直近6ヶ月の金融機関の振込み明細書）を本申請書に添付して提出します。
なお、健康保険証の更新や、扶養家族認定状況調査（検認）で、健康保険組合から指示があった場合は、過去に遡り、金融機関の振込み明細書を提出いたします。提出に応じられない場合は、被扶養者の資格を取り消しされても、申し立てはいたしません。
また、削除事由に該当する日以後に医療機関を受診していた場合は、速やかに該当医療費を返納することを誓約いたします。

_____年 ____月 ____日

保険証記号	保険証番号	(健康保険証を確認のうえご記入ください。)
誓約者(被保険者)		
別居申請の家族氏名	(続柄)	
別居申請の家族氏名	(続柄)	

■記入前に必ずお読みください。

【健康保険以外の目的には使用しません】

- ①過去3ヶ月平均に基づき、なるべく詳しく正直に記入してください。
- ②内容により、確認のために追加書類をいただく場合があります。
- ③申請対象家族の収入(扶養の優先順位がある同居家族の収入も含む)は全て生活費に充当されます。
収入の一部を貯蓄等に充当している場合は、被保険者の収入がないと生活できない状態にある(主として被保険者の収入により生計維持されている)という判断はできませんので、あらかじめご了承ください。
- ④送金とは継続的扶養かつ経済的扶養とし、毎月仕送りされるものとします。
送金方法については、手渡しは認めず、金融機関を通して行うものとします。健康保険組合から依頼があれば送金証明(振込依頼書や預金通帳写しなど)を提出できる状態であることとします。
- ⑤生活費は人事院の基準生計費を審査の対象としております。過剰な仕送りは扶養となりませんのでご注意ください。

※16歳以上(義務教育修了後)～60歳未満(配偶者を除く)は、通常、就労可能な年齢にあり、被保険者の経済的支援がなくても自立して生活できるとされております。このため、被扶養者になるためには書類の提出により、就労できない状態にあることを証明し、被保険者が生活費のほとんどを援助しなくてはならない状態にあることを申告して頂く必要があります。

生活費明細書

(円)

【月額で記載】

生活費(内訳)	認定対象者を含めた世帯(同居している家族を含む)の1ヶ月の生計費(3ヶ月平均)	被保険者世帯の生計費(3ヶ月平均)
水道光熱費		
住居費		
食費		
教育費		
交通費		
被服費		
娯楽費		
保健衛生費(散髪代、生活用品代等)		
厚生費		
交際費		
嗜好品費(酒、たばこ、小遣い等)		
医療費		
その他()		
その他()		
合計	G=A+B+C+D	E

A. 認定対象者の氏名・年齢・続柄・収入金額(円)

(例:遺族年金、障害年金、パート収入等あらゆる収入を全て含む)

認定対象者氏名(年齢)	続柄	収入金額(注)
()		
()		

(注) 認定対象者や扶養の優先順位のある家族の収入は全てを生活費とした上であること

B. 認定対象者と同居している家族の氏名・年齢・続柄・収入金額・生活費の負担額(円)

氏名(年齢)	続柄	収入金額	生活費負担額
()			
()			

C. 被保険者以外に認定対象者への送金がある場合

続柄 () 送金額(円) ()

D. 被保険者から認定対象者への送金額(円)

E. 被保険者世帯の生計費(円)

F. 被保険者の実収入額(円)

認定対象者世帯人数

被保険者世帯人数

その他特別な記載事項がある場合は記入